

日本聖公会京都教区審判廷 2008 年第一号申立

審判書

2009 年 11 月 16 日

日本聖公会京都教区主教座聖堂

日本聖公会京都教区審判廷 2008 年第一号申立

申立人	大阪教区	大阪聖アンデレ教会	アンデレ 加納 実
	東京教区		司祭 イマニュエル 木下量熙
	大阪教区	大阪聖ヨハネ教会	コンスタンチヌス 村岡利幸
	京都教区		司祭 パウロ 石井義雄
	京都教区	聖光教会	パコミウス 籠 正二
	横浜教区	藤沢聖マルコ教会	バルナバ 高田楠雄
	大阪教区	大阪聖アンデレ教会	ペテロ 岡田安朝
	京都教区	高田基督教会	ヤコブ 堀江育夫
	東京教区	清瀬聖母教会	ルツ 大谷英子
代理人	大阪教区	大阪聖ヨハネ教会	コンスタンチヌス 村岡利幸
	京都教区	聖光教会	パコミウス 籠 正二
被申立人	京都教区		司祭 モーセ 原田文雄

本件申立につき、以下の通り審判します。

主 文

- 1 本件申立を棄却します。
- 2 本件申立に要した費用は、申立人および被申立人が既に各自支出したものについては、それぞれの負担とします。本審判廷の事務諸経費 1,940 円については、申立人の負担とします。

事実および理由

1 経緯

本件は 2008 年 7 月 10 日付で申立があり、同年 9 月 2 日付で補正された申立が提出され、本審判廷では申立書の記載事項に不備があるとして申立却下の決定を 9 月 24 日付で行いました。申立人らはこれに対して同年 10 月 4 日付で管区小審判廷に不服申立を行い、管区小